

長寿(後期高齢者)医療制度とは

75歳以上の人および一定の障害の認定を受けた65歳以上の人を対象とした、独立した医療制度です。対象者になると、それまでの国民健康保険や被用者保険の資格は喪失し、「長寿(後期高齢者)医療制度」で医療を受けることになります。



75歳になると次のように変わります。

	74歳まで または65歳から74歳の人が障害の認定を受けるまで	75歳から または65歳から74歳の人が障害の認定を受けてから
医療制度	国民健康保険または被用者保険	長寿(後期高齢者)医療制度
保険証 (被保険者証)	世帯に1枚(または1人に1枚)	1人に1枚
保険料	世帯主(被保険者)等が納付	一人ひとりが納付
自己負担	～69歳まで 3割 70～74歳 2割* (現役並み所得者は3割) *平成20年4月～21年3月は 特例措置により1割	1割 (現役並み所得者は3割)

保険証(被保険者証)

被保険者一人ひとりに交付されます。

75歳になる人には、75歳になる誕生日の前月中に、新しい保険証を郵送でお届けします。

新しい保険証の形態は、表裏の1枚となっています。
台紙のミシン目から切り離してお使いください。

事情により住民票の住所以外の場所への送付を希望される場合は、事前に市(町・村)までお申し出ください。



保険料

加入者一人ひとりに納めていただくことになり、納める手間をおかけしないよう原則として年金からの天引き(「特別徴収」となります)となります。

※年金の額などにより納付書などで納める「普通徴収」となる場合があります。

※これまで加入していた国民健康保険など医療保険の保険料負担はなくなります。

4月の年金より天引きさせていただいた人には、仮徴収額決定通知書を送付いたしました。この金額については平成18年中の所得で仮計算させていただいております。本年度の保険料の額は平成19年中の所得が確定後、計算いたします。7月中旬ごろに加入者皆さんへお知らせいたします。

また、所得の少ない世帯に属する人、被用者保険の被扶養者であった人は、保険料の軽減措置があります。

$$\text{保険料（年額）} = \text{均等割額 } 50,935\text{円} + \left[\text{所得割額 } \frac{\text{総所得金額等}^* - 33\text{万円（基礎控除）}}{\text{}} \right] \times 9.24\%$$

*総所得金額等とは、前年中の「給与収入－給与所得控除」、「事業収入－必要経費」、「年金収入－公的年金等控除」等で、各種所得控除前の金額です。

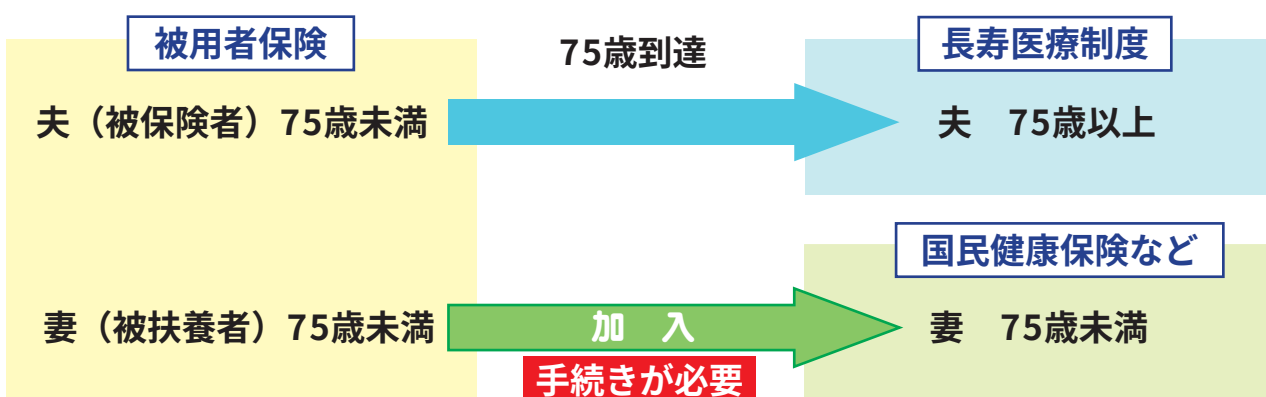
自己負担

医療機関窓口での負担は、これまでどおり1割（現役並み所得のある人は3割）です。残りの額は医療制度から給付されます。これまでと同じ医療を受けることができます。



ご注意ください！ 手続きが必要です。

次のような場合は、国民健康保険などへの**加入手続きが必要です。**



※被用者保険とは、政府管掌および組管掌健康保険、船員保険、共済組合を指します。

ご存知ですか？ご利用ください。

長寿（後期高齢者）医療制度や保険料についてのご不明な点など、お気軽にお電話で問い合わせができるよう「お問い合わせセンター」が設置されています。

【受付時間】 平日 午前8時30分～午後5時30分（土・日・祝休日は休み）
 ☎092-651-3111 ファクス 092-651-3901

◆制度の運営は、「福岡県後期高齢者医療広域連合」が行い、保険料の徴収事務と窓口業務は、市（町・村）が行います。

福岡県後期高齢者医療広域連合 ☎092-651-3111
 ファクス 092-651-3120
 市国保年金課医療・年金係 ☎72-2111 内線422